

学校法人 大阪滋慶学園 大阪医療技術学園専門学校 自己点検・自己評価ならびに学校関係者評価

【令和8年7月31日】

令和7年度自己点検・自己評価(令和7年4月1日～令和8年3月31日)による評価

※評価(3段階) ●評価基準 3:基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている 2:基準をおおむね満たす 1:基準を満たしておらず改善が必要

基準	中項目	点検・評価項目	評価の視点	自己評価	点検・評価総括	特記事項	学校関係者評価	学校関係者評価委員の意見
基準1 教育理念・目的・目標と職業教育のマネジメント	1 教育理念、目的及び目標の設定等	①教育理念等を踏まえ、当該専門学校として、目的及び目標を設定し、学科(コースを設置している場合はコースごと)ごとに育成する人材像を明確にしていること。	○当該専門学校の教育理念を踏まえた目的、目標が適切な決定過程により設定されているか ○設置している課程(学科、コースを設置している場合はコースごと)ごとに目的、目標、育成人材像が具体的に示されているか ○当該専門学校の教育理念、目的、目標と学科等ごとの目的等との関連性が明確になっているか ○また、入学者受入れ方針、教育課程編成・実施方針、卒業認定方針との関連性が明確になっているか ○教職員、学生、社会に対して教育理念等が十分に周知・公表されているか	3	(1)教育理念 学校法人大阪滋慶学園として「職業人教育を通じて社会に貢献する」ことをミッションとして建学の理念である「実学教育」「人間教育」「国際教育」を実践し、4つの信頼として「在校生・保護者」「業界」「高等学校」「地域」からの信頼を得ることを目標として明確に定めている。 (2)目的 学則第1条において「本校は、医療専門課程および教育・社会福祉専門課程を設置し、そのもとで社会に役立つ臨床検査技師、はり・きゅう師、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧はりきゅう教員および薬業ならびに医療秘書、医療情報および医療心理分野の専門職業人・技術者としての知識及び技能を教育することを目的とする」と定めている。 (3)目標および育成人材像 教育成果の目標として、国家試験合格率100%、就職率100%、退学率4%以内を掲げている。 育成人材像は建学の理念に基づき、実学教育では業界直結の知識・技術を持ちマネジメント能力を有する人材、人間教育ではコミュニケーション能力・リーダーシップを備えた自立した職業人、国際教育では広い視野と国際的感性を持つグローバル人材の養成を目指している。 (4)入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施方針、卒業認定方針との関連性 教育理念に基づき、学校として3つのポリシー(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)を定め、教育活動に取り組んでいる。また、各学科でも3つのポリシーを定め、学園・学校の方針を踏まえた学科運営を行っている。 (5)教育理念等の決定過程 教育理念等の決定は、学校法人・学校・学科の3層構造のもと、理事長・常務理事による方針提示と、各学校の事業計画案を組み合わせて行われている。理事会を最高意思決定機関とし、学校運営会議・学科長会議・教務会議等の各種会議体が意思決定の場として体系的に機能している。 (6)学生等への周知方法 建学の理念・3つのポリシーはホームページおよび学生便覧に明記し、入学前から学生・保護者への周知を図っている。学校説明会・保護者懇談会・就職保護者説明会・国家試験保護者説明会(各年1回)、教育課程編成委員会、学校関係者評価委員会等の各種説明会・行事においても周知を徹底している。	1)理念の一貫性と明確性:ミッション・建学の理念・4つの信頼・3つのポリシーが体系的に整理しており、組織全体で共有している。 2)社会変化への柔軟な対応:不変の理念・ミッションを核としながら、各学科の育成人材像や到達目標は社会の変化に応じて常に見直しており、AIやDX推進など時代の変化にも対応している。 3)多方面への周知体制:ホームページ、学生便覧、各種説明会、校内掲示、学園新聞など複数の手段で在学生・保護者・地域社会に幅広く周知できている。	2.9	・建学の精神に基づいた教育理念が明確であり、全教職員に浸透している。また、社会の変化やDX推進に対応した教育内容の改善が継続的に行われており、非常に高く評価できる。 ・教育理念に基づいて業界とのつながりを大切にしている。教育課程についても理念に即して編成している。 ・理念の具現化に向けて授業はもちろん課外の活動においても努力が見られる。 ・実学・人間・国際教育の理念はよい。
	2 職業教育のマネジメント体制の整備	①職業教育を推進(教育の企画・設計・運用、検証及び改善・向上等)するために必要なマネジメント体制(以下「職業教育のマネジメント体制」という。)を整備し、有効に機能していること。	○当該専門学校の目的を実現するために、学校内に具体的に職業教育を推進するための組織体制を整備しているか 【組織体制の例】教育の企画・設計・運用を行うための会議や委員会(幹部会議、学科長会議、教育課程編成委員会、教員会議など)、教育活動、学校運営等の検証及び改善・向上への取組を推進するための会議、委員会(自己点検評価委員会、FD、SD委員会、外部評価委員会など) ○職業教育のマネジメント体制は有効に機能しているか 【役割分担、責任の所在の明確性】 ○設置している委員会等においてそれぞれの役割分担(所管事項)及び最終的な責任体制の所在を明確にしているか 【職業教育のマネジメントの機能性】 ○職業教育のマネジメント体制による教育活動等の管理運営、検証、改善の取組、成果の把握などが明確になっているか	2	(1)職業教育のマネジメント体制 学校法人大阪滋慶学園は「職業人教育を通じて社会に貢献する」をミッションとし、「実学教育」「人間教育」「国際教育」の理念のもと、医療・福祉・心理・美容業界の即戦力人材を育成している。 組織体制は、理事会・評議員会を最高意思決定機関とし、常務理事が法人全体を統括。各校では学校長のもと教務部・事務部が機能を担い、各種会議(学科長会議、教務会議、事務局会議、全体会議等)を毎月開催するほか、教育課程編成委員会・学校関係者評価委員会等の専門委員会も設置している。 (2)職業教育のマネジメント体制の有効性 1)体制における役割分担、責任の所在 部署ごとに組織役割表を整備し、業務分担と責任の所在を明確化している。意思決定は内容に応じて部署・学校・法人の各単位で行い、決定事項は議事録として全教職員が確認できる体制を整備している。また、学科長研修・教員研修・事務研修・広報担当研修・キャリアセンター研修を学園主催で実施し、資質向上と方針浸透を図っている。 2)教育活動のマネジメント、検証及び改善の取組、成果の確認の把握 教育課程は外部委員を交えた教育課程編成委員会の意見をもとに、目標・カリキュラム・シラバスを毎年見直している。授業評価は学期ごとにカリキュラムアンケートを実施し、結果を授業改善に反映している。 また、自己点検・自己評価は「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき毎年実施し、結果をホームページで公開しており、第三者評価でも適正な評価を受けている。	学科長・教員・事務・広報・キャリアセンターと職種別に研修を体系化し、常務理事主催のもと定期的に実施していることで、組織的な能力向上と方針浸透が図られている。 また、教育課程編成委員会を踏まえたカリキュラムの充実、学期ごとのカリキュラムアンケート、自己点検・自己評価の実施と改善により教育の質を継続的に改善する仕組みが整っている。	2.5	・組織的なマネジメント体制が構築され、各委員会が機能している。PDCAサイクルが適切に回っており、教育の質の維持・向上が組織的に担保されている。 ・実習等を通じて業界とのつながりを大切にしている。 ・常にカリキュラムのこと等、講師会議ごと共有いただきており改善を目指されている。 ・改善がはかられていると思う。
基準2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び育成人材像を実現するための教育課程編成・実施方針を定め、方針に基づき、必要な授業科目を体系的・段階的に配置した教育課程を編成していること。 ②教育課程編成のために、教職員及び企業等の役職員その他の委員により組織する教育課程編成委員会等を設置し、年2回以上開催していること。【注】職業実践専門課程】 ③外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	○教育課程の編成にあたって、卒業認定方針を踏まえ、学校の目的・目標及び育成人材像を実現するための教育課程編成・実施方針を策定しているか ○教育課程編成・実施方針に基づき、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置し教育課程を体系的に編成しているか ○当該専門学校における教育課程編成の過程は、明確になっているか ○職業実践専門課程の認定課程(学科等)を設置する学校においては、産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施のため、教育課程編成委員会を設置しているか ○上記委員会を年2回以上開催し、産業界等からの意見について具体的に反映させるなど、委員会を機能させているか ○外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定課程を設置している専門学校においては、外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設しているか ○該当する授業科目は、文部科学省が規定する要件を満たす適切な内容になっているか	3	(1)教育課程編成・実施方針の策定、内容 建学の理念(実学教育・人間教育・国際教育)を基盤に、医療・福祉・心理・美容分野の職業教育機関として教育目標を設定している。学園の3つのポリシーを軸に本校・各学科のポリシーを策定し、カリキュラムポリシーに沿った教育課程を編成。学生便覧およびホームページで公開し、教職員・講師・学生の共通理解を図っている。また、入学から卒業後まで一貫した教育フローを構築し、キャリア教育プログラムと位置づけ、学生便覧にキャリア教育マップとして明記している。 (2)教育課程編成、決定過程 毎年、学科長主導で各学科が素案を作成し、学科長・教務部長が骨子を固めた後、事務局長・学校長の了承を経て確定する。教育課程は学生便覧に記載し共通認識を確保している。成績評価は科目ごとに、試験素点・出席評価・平常点(70%・20%・10%)にて評価し、シラバス内に具体的評価方法を記載している。授業担当者はシラバスを科目ごとに作成し、ホームページで公開している。 (3)教育課程編成委員会の設置及び開催(職業実践専門課程認定校) 全学科が職業実践専門課程(平成26年開始)の認定を受けており、業界・職能団体から選出した委員による教育課程編成委員会を設置。年2回、委員会を開催し、業界ニーズを継続的にカリキュラムへ反映する体制を整えている。 (4)日本社会の理解の促進に資する授業科目の内容 留学生も原則として国内学生と同一の教育課程(厚生労働省指定カリキュラム)を修了することとし、学習成果・教育目標を学生便覧に明記している。学校法人大阪滋慶学園の海外事業部が海外提携校と連携し、留学生・短期研修生の受け入れを担っている。	1)方針の策定・公開 建学の理念から教育目標・ポリシー・カリキュラムまで一貫した体系が構築され、学生便覧およびホームページで広く公開することで、教職員・学生・外部者が等しく参照できる透明性の高い体制が整っている。 2)編成・決定過程 学科長から学校長に至る段階的な確認プロセスにより、組織的な意思決定が担保されている。シラバスのホームページ公開により、外部からも教育内容の検証が可能である。 3)教育課程編成委員会 全学科が職業実践専門課程(平成26年開始)の認定を受け、年2回の委員会開催により業界ニーズを定期的にカリキュラムへ反映できる仕組みが整っている。 4)留学生対応 留学生に国内学生と同水準の教育課程を課すことで教育の質を均一化しており、海外事業部が受け入れを一元管理する組織的な対応体制が整っている。	3	・産業界のニーズを的確に反映した教育課程が編成されている。特に、国家資格取得に向けた実践的な教育内容と、社会で求められる人間性教育のバランスが優れている。 ・専門性を高めるカリキュラムになっている。

※評価(3段階) ●評価基準 3:基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている 2:基準をおおむね満たす 1:基準を満たしておらず改善が必要

基準	中項目	点検・評価項目	評価の視点	自己評価	点検・評価総括	特記事項	学校関係者評価	学校関係者評価委員の意見
	2 教育課程の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技等、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、学校が定めた基準に基づき成績評価を行っていること。	○各授業科目について、適切な授業形態、方法及び教材が用いられているか ○授業科目ごとにシラバスを作成し、学生に周知しているか ○学生に対する履修指導、予習・復習等に係る相談・支援に取り組んでいるか ○成績評価について、授業科目の内容、形態に応じた基準を設定し、シラバス等で学生に明示した上で、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っているか ○成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するしくみを整備し、かつ学生に対して明示し、適切に運用しているか	3	(1)授業科目内容に応じた授業形態・方法に関する基本方針 授業形態は講義・演習・実習の3形態および3つの形態を複合したものとし、科目ごとに学生便覧とシラバスに明記している。入学から卒業まで一貫したカリキュラムを構築し、厚生労働省指定カリキュラムに加え、業界ニーズに応じた必修・選択科目を体系的に配分している。教育課程編成委員会を設置し、業界・職能団体等の外部委員から意見・評価を受けながら毎年見直しを行っている。また、社会の変化に対応し、ICTを活用した授業方法の研修を継続的に実施している。 (2)授業科目ごとのシラバスの作成と学生への周知 各授業担当者がシラバスを作成し、学科長・教務部長・事務局長の順に確認・承認を経て確定している。シラバスは各授業の初めに学生に説明するとともに、ホームページで公開し、誰でも閲覧できる体制を整えている。 (3)シラバスを用いた学生への履修等の指導 各学期開始前に講師会議を実施し、科目ごとの授業内容の確認と科目間の連携を図っている。学生には公開されているシラバスの閲覧を指導するとともに、各授業の初めにシラバスに沿って授業概要を説明し、授業および授業外での学習指導を行っている。シラバスと授業内容の整合性は、コマ終了後および前期・後期終了時に講義実習報告書を作成して確認・修正している。 (4)成績評価方法の学生への周知と成績評価の決定過程 成績評価基準は学則・試験規定に明記し、学生便覧で周知するとともに、学科内規を保護者へも郵送している。評価は優(80点以上)・良(70～79点)・可(60～69点)・不可(59点以下)の4段階で判定している。可以上の評価を得た者に単位を認定し、合格点に満たない者には再試験を実施している。卒業・進級の修了認定は、学校長・事務局長・教務部長・学科長参加のもと判定会議で決定している。 (5)成績評価に関する学生からの問合せに関する対応 評価基準はシラバスで示すとともに、授業において説明および周知を図っている。学生からの問い合わせには、科目担当者および学科長・教務部長等で協議し、対応方針を統一するとともに、会議等を通じて学校全体で共有している。 (6)企業等と連携した実習等の実施(職業実践専門課程認定校) 1)実施内容 教育課程編成委員会(年2回開催)において業界・職能団体等の外部委員から意見を受け、教育課程・シラバスに反映している。学外実習は全学科で実施しており、国家資格取得を目指す学科は法令指定の基準に基づいてカリキュラムに位置づけている。実習中は担当教員が定期的に実習先を訪問しての意見交換や実習指導者会議を通じて実習先との連携を図っている。 2)総時間数に占める割合に関する方針 職業専門実践課程の規定に基づき、講義・演習・実習の時間数を配分し、学生便覧およびシラバスに明記している。厚生労働省指定カリキュラムを原則とする学科はその基準に準拠しつつ、業界ニーズに応じた対応を行っている。 3)授業科目の到達目標・成績評価方法等の連携体制 業界で実務にあたる専門職者を非常勤講師として招聘し、実践的な教育を実施している。学外実習の成績評価は学則・試験規程に則り、実習先指導者の評価を踏まえて行っている。カリキュラムアンケートの結果は授業担当者にフィードバックし、講師会議で共有することで、学校全体での継続的な授業改善につなげている。	1)組織的なシラバス作成・承認体制の確立 シラバスは各授業担当者が作成し、学科長・教務部長・事務局長の3段階の確認・承認を経て確定している。コマ終了後および前期・後期終了時に講義実習報告書で整合性を確認・修正しており、教育の質維持に組織的に取り組んでいる。 2)学生・保護者への丁寧な周知 シラバスは各授業の初めての説明およびホームページでの公開により周知している。成績評価基準は学生便覧への明記に加え、学科内規を保護者へも郵送するなど、学生・保護者双方への情報共有を徹底している。 3)業界と連携した実践的教育の実施 教育課程編成委員会を年2回開催し、外部委員の意見を教育課程・シラバスに反映している。全学科で学外実習を実施し、担当教員による定期的な実習先訪問および実習指導者会議を通じて実習先との連携体制を構築している。 4)継続的な授業改善の仕組み カリキュラムアンケートを年2回実施し、結果を授業担当者へのフィードバックおよび講師会議での共有を通じて、学校全体での継続的な授業改善につなげている。	2.9	・ICTを活用した教育環境の整備や、成績評価の厳格な運用がなされている。また、外部委員の意見を取り入れた教育課程の改善プロセスが確立されており、教育の質が保証されている。 ・企業・非営利法人等と連携し、実践的に行えている。 ・特に学外実習の充実をはかられていることに好感をもった。 ・英会話のための授業も必要だが語学にふれる・楽しむ、が目的であってもよいと思う。
	3 単位・卒業認定	①学校の目的・目標及び育成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針(資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む)を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業を認定していること。	○あらかじめ、学生に周知している卒業認定方針に即した卒業認定の基準及び方法によって卒業認定を行っているか		(1)卒業認定方針の策定、内容と認定基準 3つのポリシーのうちディプロマポリシーが卒業認定方針に相当する。成績評価・単位認定の基準は学則および試験規定に定めており、優(80点以上)・良(70～79点)・可(60～69点)・不可(59点以下)で区分する。可以上の評価が与えられた科目に単位を認定し、合格点に満たない者には再試験を実施している。なお、臨床検査技師科・鍼灸美容学科・言語聴覚士学科については別途内規として教育評価規定を定めている。入学前の他教育機関における履修単位は、本校修了に必要な総授業時間数の2分の1を超えない範囲で認定している。 (2)卒業認定方針の学生への周知 成績評価・修了認定基準は学生便覧に明示し、学生・教職員への周知を図っている。また、ホームページでも公表するとともに、学則・試験規定の小冊子および学科内規を保護者へ郵送し、周知している。 (3)卒業認定の決定過程 卒業・進級の認定は、学校長・事務局長・教務部長・学科長が参加する卒業判定会議および進級判定会議において判定している。必要に応じて担任も参加し、組織的な審議体制を確保している。	成績評価については、試験素点70%・出席20%・平常点10%という配分で数値化・明確化され、可(60点以上)の単位認定基準や再試験制度も整備されているため、客観性・統一性を保ちつつ学生の学習機会を確保している。 また、国家資格取得を目指す臨床検査技師科・鍼灸美容学科・言語聴覚士学科については、学則の規定に加えて学科独自の評価内規を別途定めており、学科特性に応じたきめ細かな基準が整っている。さらに、ディプロマポリシーや評価基準を学生便覧・ホームページ・保護者への郵送など複数の手段で周知して透明性を高めるとともに、卒業・進級判定を学校長・事務局長・教務部長・学科長による会議体で行うなど、組織的な審議体制を確立している。		・卒業認定の方針が明確であり、厳格な成績評価が行われている。国家試験合格率の高さも、教育の質の高さを如実に示している。 ・専門性を修得できるような基準が設けられている。 ・講義においても、非常勤講師とも細やかに連携をとってくださるので学生もしっかり意識している。 ・退学率が4%におさえ、さらに努力がなされている。
	4 学修成果目標の達成状況	①卒業認定方針に明示した学科・コースごとの職業能力(資格・免許等の取得、必要な知識や技術、技能、職務遂行能力の修得など含む。)の学生の修得状況を把握し、評価していること。 ②学生の進路に関する目標を定め、その目標を達成していること。	○卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力(資格・免許等の取得、必要な知識や技術、技能、職務遂行能力の修得含む。)の修得についての目標を定め、学生の達成状況を把握し評価しているか ○卒業後の進路・キャリア形成に関する相談や指導などの支援体制を整備し適切に運用しているか ○卒業生の進路・キャリア形成状況等を踏まえ、当該専門学校の教育課程、教育方法、学修成果等を検証し、必要に応じ、それを踏まえた改善・向上策をとっているか ○卒業生、実習先・就職先など関連する企業及びその他組織の意見や在学生の意見を勘案するなど、多角的、継続的な視点に立った検証方法等について工夫をしているか	3	(1)卒業認定方針に明示した修得内容の把握方法 3つのポリシーに基づき教育目標・教育課程・シラバスを毎年作成し、教育到達レベルを学期・学年ごとに設定している。職業能力の修得状況は、試験素点70%・出席評価点20%・平常点10%を基準とした成績評価、学期ごとのカリキュラムアンケート、資格検定委員会による合格実績・合格率の管理と全国水準との比較、学園の国家試験対策センターによる統一模擬試験等を通じて把握・評価している。 (2)学生の進路に関する目標設定と達成状況の把握 ①専門職就職100%、②国家試験合格100%を教育成果の目標として掲げている。就職は毎年100%を達成している。卒業生の進路状況は卒業後1年・3年時点の在職・離職状況調査により把握している。 (3)進路、キャリア形成に関する学生への指導・相談体制 入学前から卒業後まで体系的なキャリア教育を展開し、キャリアセンターが学科教員と連携して個別の就職指導を行っている。「こころの保健室」への専門カウンセラーの定期配置やファイナンシャルアドバイザーによる経済的支援のほか、卒業後も再就職支援や卒後勉強会を通じたスキルアップ支援を継続している。 (4)進路状況の多角的、継続的な視点に立った検証と教育内容の改善への取組 教育課程編成委員会(年2回)での外部委員による評価、キャリアセンターによる業界・卒業生訪問、在校生へのカリキュラムアンケート(6月・11月)、学校関係者評価委員会(企業・地域・高等学校・卒業生・保護者等)による多角的な検証を実施し、その結果を事業計画に反映して教育内容の改善に取り組んでいる。	1)目標設定と管理体制の明確化 専門職就職100%・退学率4%以内・国家試験合格100%という数値目標を掲げ、達成状況を数値で管理・共有する体制が確立されている。 2)多層的な職業能力の評価体制 明確な基準による成績評価、学期ごとのアンケート、合格実績の全国比較など、多面的に把握・評価する仕組みが整っている。 3)入学前から卒業後までの一貫したキャリア支援 キャリア教育を在学の各段階に位置付け、教員・専門力カウンセラー・ファイナンシャルアドバイザーによる多角的な支援体制を整えている。		・学生の進路決定率や国家試験合格率が極めて高く、教育成果が着実に上がっている。キャリア支援と学修支援が有機的に連携している点が素晴らしい。 ・面談などを増やし、学生が目標を見失わないように考えている。 ・就活が年々早期化していることから、入学直後からのキャリア支援が必要である。

※評価(3段階) ●評価基準 3:基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている 2:基準をおおむね満たす 1:基準を満たしておらず改善が必要

基準	中項目	点検・評価項目	評価の視点	自己評価	点検・評価総括	特記事項	学校関係者評価	学校関係者評価委員の意見
基準3 学生の受入れ、学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受入方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。 ②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。【注】修学支援新制度機関要件の確認【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	○卒業認定方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等を明確に示しているか ○また、選抜方法及び手続をあらかじめ公表した上で、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜しているか ○入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理しているか	2	(1)入学者受入れ方針の策定と内容 建学の理念に基づき、3つのポリシー(ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー)を学科ごとに策定し、ホームページや学生便覧、募集要項等で公表している。入学者に求める水準や資格取得実績・就職実績等の教育成果についても、資格検定委員会およびキャリアセンターが情報を集約し、広報資料等で明示している。 (2)入学者選抜方法・手続きの公表 大阪府専修学校各種学校連合会のルールに基づき、募集開始時期・入試内容等を遵守している。選抜方式は特別指定校推薦入試、推薦入試、一般入試、AO入試、クラブAO入試、有資格AO入試、業界推薦入試、卒業生推薦入試の8種類を設け、募集要項・ホームページ等で公表している。オープンキャンパスは来校型・Web型の両方を整備し、在校生・卒業生も参加して入学希望者への情報提供を行っている。 (3)入学者決定の過程 学校長・事務局長・学科長で構成される入試判定会議を入試ごとに開催し、所定の可否基準に則って公正に判定している。入学者の試験結果・属性データ等は学科と共有し、授業改善にも活用している。入学辞退者には文部科学省通知の趣旨に基づき授業料等を返金するとともに、高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金・授業料等減免)の対象校として毎年認定を受け、経済的支援体制も整備している。 (4)入学定員の充足と在籍学生数の管理 収容定員875名に対し、在籍学生数は694名(令和7年5月1日現在)であり、定員充足率は約79%となっている。学校関係者評価委員からも「定員充足率を満たし、適正な情報提供ができている」との評価を得ている。一方、18歳人口の減少を踏まえ、高校の進路指導室およびホームページでの情報発信等へのさらなる能動的な広報活動の強化が今後の課題として認識されている。	1)入学者受入れ方針の明確化と情報公開 3つのポリシーを学科ごとに策定し、ホームページや学生便覧等で公表している。資格取得実績・就職実績等の教育成果についても客観的な数値で明示しており、入学希望者への情報提供が適切に行われている。 2)多様な選抜方式と公正な入学者決定 8種類の選抜方式を設け、入学希望者の状況に応じた受験機会を確保している。可否判定は学科長・学校責任者で構成される入試判定会議において所定の基準に則り公正に行われている。 3)安定した定員充足率の維持 収容定員875名に対し在籍学生数694名(令和7年5月1日現在)、定員充足率約79%となっている。学校関係者評価委員からも適正な情報提供と定員充足率の維持について肯定的な評価を得ている。 4)経済的支援体制の整備 高等教育の修学支援新制度の対象校として毎年認定を受けるとともに、奨学金・教育ローン・分納制度等を整備し、経済的理由による修学断念を防ぐ体制を構築している。	2.3	・入学者受入れ方針に基づいた公正な選抜が行われている。定員管理も適切であり、教育環境の維持と安定的な運営がなされている。 ・わかりやすい方針が立てられている。 ・入学前より多様なアウトプットがなされ、入学後のミスマッチを少なくされている。 ・鍼灸美容学科については定員充足率が高く、これで良いと思う。 ・充足率を向上させるため、広報宣伝活動をより充実させる必要がある。
	2 多様な学生に対する修学支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生の修学に関する支援を行っていること。 ②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。【注】外国人留学生キャリア形成促進プログラム】 ③学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	○障がいのある学生、海外からの留学生等多様な学生に対して必要な配慮、支援を行っているか ○特に、外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定課程を設置する専門学校においては、海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されているか ○学生が就学を継続するための経済的側面に対する支援体制を整備し、情報の提供及び相談について適切に周知、運用しているか	2	(1)障がいのある学生に対する配慮、具体的な支援 施設面では、手すり・身障者用トイレ(車いす用トイレ)・移動式スロープの設置等、バリアフリー化を進めている。相談・健康面では「こころの保健室」にカウンセラーを配置し、必要に応じて医療法人社団慶生会と連携する体制を整えている。個別支援はクラス担任・学科長・教務部長が連携し、入学前から卒業後まで継続して対応している。 (2)外国人留学生に対する配慮、具体的な支援 留学生在籍時は留学生担当職員を任命し、対応困難な事案は学園の海外事業部と連携して対応する体制を整えている。教育課程は厚生労働省指定カリキュラムに基づき、留学生も日本人学生と同一の課程を修了する。経済的支援として、2020年度より高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金・授業料等減免)の認定を受け、手続き支援を行っている。 (3)外国人留学生の在籍管理、進路目標と達成状況、指導体制 在籍管理は基幹システム(AS400)により出席・成績・納付金状況を一元管理し、異常の早期把握・対応に努めている。進路指導は担任とキャリアセンターが連携し、個別相談を実施している。受け入れ実績は薬業科・鍼灸美容学科を中心としており、一般学生と同様に就職希望者全員の内定獲得を目標として指導している。なお、本校は外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定校ではない。 (4)外国人留学生に対する日本人学生との交流の機会 授業・実習・学校行事(体育祭・学園祭等)を通じ、日常的に日本人学生との交流機会を確保している。また、学園が受け入れる中国等の短期研修生との国際交流や、薬業科における中国提携大学との学術集會を通じ、留学生と日本人学生が共に学ぶ環境を整えている。ボランティア活動・学友会活動においても、両者が共に参加できる機会を設けている。 (5)学生の経済的側面に対する支援 学費相談研修を修了したファイナンシャルアドバイザーを2名配置し、日本学生支援機構・国の教育ローン・各社提携ローンの案内および学費分納の支援を行っている。入学前の学校説明会の段階から制度の周知を徹底しており、高校在学中の予約採用も案内している。2020年度より高等教育の修学支援新制度の認定を受け、給付型奨学金・授業料等減免の申請手続きを支援している。また、本校在籍者・卒業生の家族を対象とした大阪滋慶育英会奨学金も整備している。学費分納者はカルテ化し、ファイナンシャルアドバイザーが毎月記録・管理するとともに、保護者と定期的に連絡を取りながら個別支援を継続している。大規模災害時には、担任が被害状況を把握のうえ個別対応する体制を設けている。	1)障がいのある学生への支援 施設のバリアフリー化(手すり・身障者用トイレ・移動式スロープ等)、「こころの保健室」へのカウンセラー配置、医療法人社団慶生会との連携による専門医対応など、施設・相談・医療の各面から多層的な支援体制を構築している。クラス担任・学科長・教務部長が連携する全学的な個別支援の仕組みが整備されている。 2)外国人留学生への支援 留学生在籍時に担当職員を任命し、学園の海外事業部をバックアップとして活用することで、組織的な対応体制を整えている。また、基幹システム(AS400)による出席・成績・納付金状況の一元管理により、在籍状況の適正な把握が行われている。 3)学生の経済的支援 学費相談研修を修了したファイナンシャルアドバイザーを2名配置し、入学前の学校説明会の段階から制度の周知を徹底している。2020年度より高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金・授業料等減免)の認定校として公的支援制度の活用を推進しているほか、大阪滋慶育英会奨学金など独自の奨学金制度も整備している。学費分納者はカルテ化のうえファイナンシャルアドバイザーが毎月記録・管理し、保護者との定期連絡を通じて個別支援を継続している。	2.4	・経済的困窮学生に対する支援体制が手厚い。特に、キャリア支援プログラムや経済的支援の充実が、学生の多様な学びを支えている。 ・トラウマインフォームドケア等の視点も取り入れている。 ・各先生方がきめ細かい個人の支援をされており、以前に比べて多様な学生が増える中でも支援されている。 ・入学前より多様なアウトプットがなされ、入学後のミスマッチを少なくされている。 ・勉強ができる学生がいた場合、勉強の側面だけでなく、全体をみる視点が必要。
	3 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。 ②学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	○学生生活等に関する相談体制を整備し、相談対応について、十分、学生に対して周知し、機能、活用されているか ○定期的な健康診断の実施、結果のフォロー、健康管理に関する啓発活動など、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用しているか	2	(1)学生生活に関する相談体制の整備と周知 「こころの保健室」を設置し、毎週木曜日にカウンセラーが来校する相談体制を整えている。相談室はプライバシーに配慮した運営とし、入学時オリエンテーションでの案内配布や事務局入口への掲示により学生への周知を図っている。また、教職員はカウンセリング研修を受講しスキル向上に努めており、専門医が必要な場合は医療法人社団慶生会と連携して対応している。 (2)学生相談の状況把握と対応 クラス担任は全学生との面談(前期・後期各1回以上)や日常的な出席状況の把握を通じて学生の状況を把握し、退学の兆候を早期に発見できる体制を整えている。退学者発生時は「退学生カルテ」と「面談記録」を作成・保管している。学習面では専任教員による随時補講を実施し、スクールカウンセラーによる精神面のサポートも行っている。 (3)学校保健安全法に基づく学校保健計画の策定 学校保健安全法第13条に基づき学校保健計画を策定し、医療法人社団慶生会による健康診断を毎年1回以上全学生に実施している。保健室を設置し救急対応や保健指導を受けられる体制を整えるとともに、各校舎にAED・手指殺菌アルコール・除菌機能付き加湿器を配置し、感染予防にも取り組んでいる。 (4)学生の健康診断の実施、心身の健康に関する啓発・指導 入学時および進級時に健康診断を毎年実施しており、受診率は毎年100%を達成している。再検査が必要な学生には担任を通じて速やかに受診を促し、受診状況も把握している。毎年11月にはインフルエンザ予防接種を実施するほか、入学時オリエンテーションで薬物依存等に関する啓発指導を行っている。精神面については毎週木曜日のカウンセラー配置により継続的なサポートを実施している。	1)相談体制の充実と多層的なサポート 「こころの保健室」の設置と毎週木曜日のカウンセラー常駐、前期・後期での全学生面談を組み合わせ、精神面・学習面の両方から支援する多層的なサポート体制を構築している。専門医が必要な場合は医療法人社団慶生会と連携する仕組みも整えており、学生の状況に応じた適切な対応が可能となっている。 2)健康管理体制の徹底 学校保健計画を策定し、健康診断受診率を毎年100%達成している。毎年11月のインフルエンザ予防接種の実施や、各校舎へのAED・手指殺菌アルコール・除菌機能付き加湿器の配置など、予防から緊急対応まで包括的な健康管理体制を整えている。	2.5	・健康管理やメンタルヘルス対策、相談体制が組織的に整備されている。学生が安心して学びに集中できる環境が整っており、高く評価できる。 ・メンタルヘルスケア・ウイルス対策などの理解を深めている。 ・先生だけでなく1人1人生徒をケアできないので「心の保健室」があるのはすばらしい。 ・相談状況を分析し、より相談しやすい環境に整備することが望ましい。

※評価(3段階) ●評価基準 3:基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている 2:基準をおおむね満たす 1:基準を満たしておらず改善が必要

基準	中項目	点検・評価項目	評価の視点	自己評価	点検・評価総括	特記事項	学校関係者評価	学校関係者評価委員の意見
	4 学生の自主的な学習等の促進に対する支援	①学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	○自主学習等に対する相談対応と学習支援 ○成績不振の学生の状況把握と指導 ○留年及び休学者の状況把握と対応 ○退学希望者の状況把握と対応	2	(1)学生の自主学習等に対する相談体制、学習支援 学期ごとに授業の3分の1程度が消化された時期である6月と11月にカリキュラムアンケートを実施し、結果を学科長から授業担当者へフィードバックして授業改善に活用している。シラバスは毎年作成しホームページで公開しており、学習成果の向上に活用している。 自主学習環境として、PCルームを17時30分まで、図書室を20時まで開室しているほか、e-learningも整備している。入学前にはプレスクールおよびプレカレッジ課題に取り組み、入学前から学習習慣の定着を図っている。 学習以外の相談については、「こころの保健室」を設け、毎週木曜日にカウンセラーを配置し、学生が精神的な相談を行える環境を整えている。 (2)成績不振者の状況把握と具体的な指導 各学期中間時に到達レベルのチェックを行い、未達の学生に対して専任教員による補講を全学科で実施している。資格検定試験・国家試験前には朝・昼休み・放課後等を活用した補講も行っている。成績評価基準は試験素点70%・出席評価点20%・平常点10%とし、合格点に満たない場合は補講および再試験を実施している。保護者に対しても試験規定等を郵送し、保護者懇談会等を通じて連携を図っている。 (3)留年者、休学者の状況把握と具体的な指導 卒業・進級判定は学校長・事務局長・教務部長・学科長が参加する判定会議で行っている。クラス担任は前期・後期に1回以上全学生と面談を実施し記録を作成している。教務部では入学者数・出席状況・退学者数・休学者数等を月次で記録し、毎月の教務会議で関係者全体が情報を共有・把握している。 (4)退学希望者、退学者の状況把握と具体的な対応 各学科でDO率(退学率)4%以下を目標として取り組んでおり、各担任は退学率0%を目標に、クラスへ一日一回顔を出すことを日課としている。退学の兆候が見られた場合は保護者へ連絡し家庭と連携を図るとともに、退学者が発生した場合は「退学生カルテ」「面談記録」を作成・保存している。年度末には「退学・休学・長欠者要因分析」を作成し、傾向を分析のうえ全体で共有している。また、スクールカウンセラーを配置し精神面のサポート体制も整えている。 (5)正規の授業時間以外の学生の自主的な活動に対する具体的な支援 1)部活動・課外活動への支援 学友会を中心に課外活動を支援しており、毎年5月にスポーツ大会、11月に学園祭を実施している。クラブ・同好会活動には教員顧問を1名以上配置し、学会等への参加には交通費等の金銭的支援も行っている。 2)ボランティア活動への支援 ボランティア活動は建学の理念の実践として位置づけ、キャリア教育委員会が全学的な支援体制を整備している。参加学生にはボランティア参加証明書を発行している。これまでの主な実績として、アンプティーサッカー全国大会・天神祭り・献血推進運動・クリーンアップキャンペーン・大阪マラソン・天満音楽祭健康チェック等へ参加をしている。臨床検査技師科は日本赤十字社の献血推進運動への長年の貢献により表彰を受けており、障害者スポーツフェスティバルへの参加実績に対しては実行委員会から感謝状を受けている。	1)学習支援体制の充実 PCルームを17時30分まで、図書室を20時まで開室し、e-learningやWebも活用した多様な自主学習支援体制を構築している。 2)入学前からの継続的な学習支援 プレスクールおよびプレカレッジ課題を実施し、入学前から卒業までを一貫したフローで学習習慣の定着を図っている。 3)補講体制の充実 各学期中間時に到達レベルのチェックを行い、未達の学生に対して専任教員による補講を全学科で実施している。特に資格検定試験・国家試験前には朝・昼休み・放課後等あらゆる時間を活用した補講を行っており、手厚い指導体制が整っている。 4)退学防止への組織的な取り組み DO率(退学率)4%以下を学園全体の目標として掲げ、各担任が退学率0%を目標に一日一回クラスへ顔を出すことを日課とするなど、きめ細かな学生状況の把握に努めている。「退学生カルテ」「面談記録」の作成・保存や年度末の「退学・休学・長欠者要因分析」の実施など、組織的な退学防止の仕組みが確立されている。 5)相談体制の整備 「こころの保健室」を設置し、毎週木曜日にカウンセラーを配置することで、プライバシーに配慮した学生相談環境を整えている。 6)ボランティア活動の組織的支援 キャリア教育委員会が全学的にボランティア活動を支援し、参加学生にはボランティア参加証明書を発行している。臨床検査技師科における日本赤十字社の献血推進運動への貢献が表彰されるなど、対外的にも高い評価を得ている。	2.4	・学生の学習状況を把握し、個別の指導を行う体制が整っている。また、ボランティア活動等の課外活動を通じた人間形成の支援も非常に充実している。 ・Teams等のWebを活用し、自宅でも学習できるよう工夫している。 ・毎年いろいろな対策を取り入れていてすばらしいと思う。 ・退学率4%の目標をかかげ成果を出している。 ・学習支援についてきめ細やかなサポート体制が年々充実していて良い取り組みがなされていると感じた。
	②正規の授業時間以外に行われる、課外活動など学生の自主的な活動を充実させるため、適切に支援していること。	○部活動などの実績と支援の実施 ○ボランティア活動の実績と支援の実施						
基準4 教員・教育実施組織	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員について、採用基準等を整備し、適正に配置していること。	○法令上の基準を遵守し、学校の目的を実現し、目標の達成するための教育を十分に実施できるだけの教員を配置しているか	3	(1)教員の採用基準 国家資格取得を目指す学科では、厚生労働省が定める要件および専修学校設置基準等の指定基準を満たす教員を採用している。講師については、各現場で業務する専門性の高い実務者を採用することを方針とし、毎年、契約書・履歴書・資格証明書の提出を求めている。採用計画は毎年度事業計画書の「人事計画(採用・研修)」に明示され、計画に基づき実施されている。 (2)教員の配置 令和7年5月1日現在、学生数694名に対し、専任教員33名・兼任教員131名を配置している。組織役割表により業務分担と責任所在を明確化し、担当科目一覧およびクラス担任名簿を整備している。専任・兼任の連携については講師会議を年2回実施し、教育目的・育成人材像の共有を図っている。また、専任教員には学内外の研修への年1回以上の参加を義務づけている。	1)適正な採用基準の整備 法令上の指定基準を満たす教員を確保するとともに、講師には毎年、契約書・履歴書・資格証明書の提出を義務づけ、専門性の確認と質の維持が図られている。 2)組織的な教員配置と連携体制 学生数694名に対し専任教員33名・兼任教員131名を配置し、組織役割表により業務分担と責任所在を明確化している。講師会議を年2回実施し、専任・兼任間の教育目的・育成人材像の共有を図っている。	2.9	・法令に基づいた適切な教員数が確保され、組織体制も明確である。 ・資格要件はもちろん現場で実務を担っている職員を採用している。
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた教育を実施するために、適切な業務分担、責任体制のもとで分野の区分ごとに、教員の組織体制を整備していること。	○当該専門学校の教育活動を進めるための基本的な組織体制を整備しているか ○組織の責任体制、役割分担が規程等において明確で、連携体制が機能しているか	3	(1)教育活動を進めるための教員の組織体制 令和7年5月1日現在、専任教員33名・兼任教員131名(学生数694名)の体制を整備している。学校長を総責任者とし、事務局長が教務部・事務部を統括、教務部長のもとに各学科長が置かれ、学科長が各学科教員を束ねる指示系統が確立されている。教育要件を備えた教員を確保するとともに、厚生労働大臣指定カリキュラムに基づく要件を満たす教員を採用している。教員の資質向上に向けては、学科長研修(年4回)・教員研修(年3回)等を学園が主催して実施し、専任教員には職能団体等の専門研修への年1回以上の参加を義務付けている。非常勤講師に対しては講師会議を年2回実施し、連携を図っている。 (2)教員組織の役割分担と責任の所在 事業計画の組織図及び部署毎の組織役割表により業務分担と責任所在を明確にしている。日常業務における意思決定は各担当者が職責の範囲内で上長への報告・連絡・相談を行いながら実行し、問題点や提案事項は稟議を通じて上席へ上申する体制となっている。 毎月開催する学科長会議・教務会議を通じて運営方針の共有と意思決定を行い、学科横断的な連携体制を機能させている。授業評価は学期毎のカリキュラムアンケートにより実施し、結果を学科長から担当教員へフィードバックする改善サイクルを確立している。卒業・進級の判定は、学校長・事務局長・教務部長・学科長等が参加する判定会議において組織的に行っている。	1)教員の組織体制について 学校長を総責任者とする明確な指揮命令系統のもと、専任33名・兼任131名の教員を整備し、厚生労働大臣指定カリキュラムの要件を満たす体制を確保している。 2)教員の資質向上について 学科長研修(年4回)・教員研修(年3回)等を整備し、専任教員には専門研修への年1回以上の参加を義務付けるなど、専門性向上に組織的に取り組んでいる。 3)連携体制について 学科長会議・教務会議の毎月開催、非常勤講師への講師会議(年2回)、学期毎のカリキュラムアンケート等により、専任・非常勤を問わない連携・授業改善体制を構築している。	2.6	・教員の専門性と教育力の向上が組織的に推進されている。 ・組織体制を整え、管理している。 ・専任教員の負担が大きくなっている時代だと感じる。

※評価(3段階) ●評価基準 3:基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている 2:基準をおおむね満たす 1:基準を満たしておらず改善が必要

基準	中項目	点検・評価項目	評価の視点	自己評価	点検・評価総括	特記事項	学校関係者評価	学校関係者評価委員の意見
	3 教員の資質の向上	①学校の授業の内容及び方法の改善を図るためのFD(Faculty Development)など組織的な取組や教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	○教員の資質向上を図るために、研修計画を作成し、計画的に必要な研修を受講させるなど組織的な取組を行っているか ○教育の質の向上に向け組織的なファカルティ・ディベロップメント活動に取組んでいるか(実施例)教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等 ○上記の取組を行う上で、専門学校として、教育及び専門領域の実務に関する知見の充実、教育上の指導能力及び教員に求められる職能に関する理解を図っているか	3	(1)教員の資質向上に向けた研修計画の策定と実績 大阪滋慶学園として、学園の常務理事が主催する以下の研修を年間計画に基づき実施している。 学科長研修:年4回 教員研修:年3回 広報担当者研修:毎月 キャリアセンター研修:隔月 また、専任教員については、各職能団体等が実施する専門性に係る研修への年1回以上の参加を義務づけており、教員の採用・研修計画は毎年度の事業計画書に明示されている。 (2)学校の授業の内容及び方法の改善を図るためのFD(Faculty Development)など組織的な取組 授業評価として毎年6月・11月を目途にカリキュラムアンケートを実施し、結果を学科長から授業担当者へフィードバックしている。結果は学科別平均も含めて共有され、講師会議(年2回)においても成功事例の共有を図るなど、学校全体で授業改善に取り組んでいる。また、提出されたシラバスは学科長が確認し、必要に応じて講師と協議のうえ改善している。新任の非常勤講師には新任教員研修会への参加を義務付けている。 (3)教員の研究活動、自己啓発等への支援 学校法人大阪滋慶学園が設置する滋慶医療科学大学大学院と連携し、希望する教員の大学院進学や修士取得、学会活動・資格取得を積極的に奨励している。また、学園が設置する滋慶教育科学研究所において、年1回の学会開催のほか、カウンセリング研修・マネジメント研修・DX研修・国家試験勉強会等を実施し、教授力と学生指導力の向上を図っている。 (4)企業等と連携した教員の専攻分野における実務に関する知識・技術、技能を修得・向上するための研修の組織的な取組(職業実践専門課程認定校) 滋慶医療経営管理研究センター主催の「医療・福祉マネジメントセミナー」への参加により、業界の最新動向の把握に努めている。また、年2回開催する教育課程編成委員会において、業界・職能団体等の委員から教育内容に関する意見・評価を受け、カリキュラムや授業内容の改善に反映させている。 (5)企業と連携した教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修の組織的な取組(職業実践専門課程認定校) 法人単位・姉妹校全体での教員研修制度を設け、業界の求める人材育成に向けた教育手法の改善に取り組んでいる。実習指導者会議を通じて臨床現場の指導者と意見交換を行い、その内容を授業に反映させる体制を整えている。また、キャリア教育委員会を設置し、JESO教員カウンセラー資格の取得や進路アドバイザー研修を通じて、教員の職業指導力・カウンセリング能力の向上を図っている。	1)研修体制の充実と組織的な人材育成 学園の常務理事が主催する研修を、学科長研修(年4回)・教員研修(年3回)・広報担当者研修(毎月)・キャリアセンター研修(隔月)と、職種・役職に応じて体系的に実施しており、組織的な人材育成が図られている。 2)授業改善のPDCAサイクルの確立 カリキュラムアンケートを年2回(6月・11月)実施し、結果を学科別平均も含めて授業担当者へフィードバックするとともに、講師会議(年2回)での成功事例の共有を通じ、授業改善のPDCAサイクルが組織的に確立されている。 3)専門性向上への制度的支援 専任教員に対して職能団体等の専門研修への年1回以上の参加を義務づけるとともに、滋慶医療科学大学大学院との連携による修士取得や学会活動を奨励するなど、専門性向上に向けた制度的支援が整備されている。 4)業界連携による実践的な研修体制 教育課程編成委員会(年2回)や実習指導者会議を通じて業界・職能団体と連携し、臨床現場のニーズを授業内容・指導方法に反映させる体制が構築されている。	3	・FD活動や研修計画が体系的に実施されている。教員が自身の専門分野の研鑽に励む環境が整っており、教育の質向上への意欲が感じられる。 ・現場での経験を持った教育を採用し、その後も現場と連携しながら研修を行っている。 ・授業改善のPDCAのサイクルが確立されている。
	1 教育環境の整備点検、改善等	①専修学校設置基準及び関連法令に基づき、教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。(補修、更新含む)	○当該専門学校における教育課程を実施するために必要、かつ十分な施設と、学生数、教育内容、教育方法に対応するための設備を整備し、十分活用しているか ○施設、設備について適宜点検し、計画的に改修、補修等を適切に行っているか		(1)教育課程を実施するために必要、かつ十分な施設と、学生数、教育内容、教育方法に対応するための設備の整備と活用 専修学校設置基準及び養成所指定規則等の関連法令に則り、実習室・図書室・保健室・カウンセリングルーム・PCルームを整備している。図書室はグループ校蔵書を含む約4万冊の検索・貸出が可能であり、PCルームは17時30分まで、図書室は20時まで開室し、自主学習環境を確保している。 実習設備は臨床現場と同等の環境を方針とし、在籍学生数694名(令和7年5月1日現在)に対応した整備を行っている。全校舎にWi-Fi環境を整備し、Teamsによる情報共有体制および「緊急時安否確認システム」を導入している。 (2)施設、設備についての点検と計画的な改修、補修等 施設・設備の点検・補修は、学園関連会社(ジケイ・スペース株式会社)と学校施設担当者が連携し、不備発見時には速やかに修繕対応を行う体制を整えている。設備更新は年間計画に基づき実施しており、各学科の専門機器・IT機器を優先的に更新している。 防犯面では各校舎に防犯カメラと守衛担当者2名を配置し、消防法に基づく防災設備の定期点検(年2回)および避難訓練(年1回)実施している。校舎の老朽化への対応として、建て替えを含む長期整備計画の検討を進めている。	グループ校蔵書を含む約4万冊の貸出が可能な図書室を整備し、PCルーム(17時30分まで)・図書室(20時まで)を放課後も開室している。全校舎にWi-Fi環境を整備し、Microsoft Teamsによる情報共有体制を構築している。 また、臨床現場と同等の実習環境を整備する方針のもと、国家資格系学科において法令基準に定められた施設・設備を充足している。さらに保健室・カウンセリングルームを設置し、学生の健康・生活面のサポートにも対応している。		・施設・設備が計画的に整備・更新されており、学生の学習環境として申し分ない。特に、最近のICT環境の導入は時代の要請に応えるものとして評価できる。 ・図書室・PCルームなど利用しやすい環境を整えている。 ・実習等のバリエーションが増えれば尚良いと感じた。 ・施設の利用者数などの活用実体分析が必要。
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	○学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、火災の発生及び大規模災害発生時並びに授業中の安全管理等において、適切に対応しているか		(1)学校保健安全法に基づく学校安全計画の策定と運用 学校保健安全法第13条の規定に基づき学校保健計画を策定し、入学時および進級時に健康診断を実施している。学内の安全管理体制と担当者を明記した安全計画を策定・周知するとともに、各校舎入口への防犯カメラ設置および守衛担当者2名の配置により防犯体制を整えている。緊急時にはスマートフォンを活用した安否確認システムおよびTeamsによる連絡体制を整備している。 (2)火災の発生及び大規模災害発生時並びに授業中の安全管理等における対応 消防法第8条に基づき各校舎に防火管理者を置き、災害時の対応マニュアルを整備している。避難訓練は消防署の指導のもと毎年5月に全校的に実施しており、非常勤講師に対しても前期・後期の講師会議で緊急時対応を周知している。また、授業中、実習中、学校行事中、課外活動中等に発生したり巻き込まれたりする可能性のある事故(感染症を含む)に対する安全対策については、入学時、進級時のオリエンテーション、実習事前指導等の時間を利用して学生への周知を図っている。特に学外実習、海外研修においては過去の事例を踏まえた安全対策を行っている。	学校保健安全法第13条に基づき、学校保健計画の策定、健康診断のなど法令に則った適切な運用がなされている。また、防犯カメラ設置および守衛担当者2名の配置により、日常的な安全管理体制を整備している。 また、毎年5月に避難訓練を実施し、緊急時にはスマートフォンを活用した安否確認システムおよびTeamsによる迅速な連絡体制を整えている。		・防災対策が具体的にマニュアル化され、定期的な訓練も実施されている。学生の安全確保に対する意識の高さがうかがえる。 ・避難訓練など、実際に起こった時を想定して、緊張感をもって行っている。

※評価(3段階) ●評価基準 3:基準を上回り、特筆すべき取組等を行っている 2:基準をおおむね満たす 1:基準を満たしておらず改善が必要

基準	中項目	点検・評価項目	評価の視点	自己評価	点検・評価総括	特記事項	学校関係者評価	学校関係者評価委員の意見
基準6 教育活動の基盤と情報の公表	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校の中期事業計画又は設置法人の中期事業計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	○当該専門学校の目的を実現するために、実効性のある具体的なか長期的計画が策定されているか ○設置法人が策定している場合は、計画上に当該専門学校における教育等の内容が明確に位置付けられているか ○計画の進捗状況、組織上の役割分担、計画の見直しなど計画の遂行の実効性は十分か	2	(1)実効性のある具体的な中期事業計画の策定 本校では、諸環境の変化に対応できるよう、毎年、長期(5年)・中期(3年)・短期(1年)を展望した次年度事業計画を作成しており、この事業計画が学校運営の核となっている。事業計画には組織図・職務分掌・定量的・定性的目標・5年後の将来像・収支予算(単年度および5ヵ年)等が盛り込まれており、体系的に策定されている。 (2)中期事業計画における学校の教育活動の位置づけ 事業計画書には「教育」「広報」「就職」「人材育成」「リスクマネジメント」など各領域が明示され、定量的・定性的目標が設定されている。教育成果の具体的な数値目標として、国家試験合格100%、専門職就職100%、退学率4%以内の3点を掲げ、教職員全員で取り組んでいる。また、学科長研修・教員研修・事務研修・広報担当者研修・キャリアセンター研修を実施しており、人材育成もまた事業計画の一環として位置づけられている。 (3)計画の進捗状況・組織上の役割分担・計画の見直しなど計画遂行の実効性 月1回の運営者会議・学科長会議・全体会議・部署会議・各種委員会会議を実施し、方針の徹底および月ごとの進捗状況の確認を行っており、全教職員が同一の方向性のもとで運営に当たっている。意思決定の仕組みは部署単位・学校単位・法人単位で確立されており、PDCAサイクルが適切に機能している。組織上の役割分担については、事業計画の組織図に学校に関わる全ての人材が明記され、部署ごとに具体的な業務分担と責任所在が明確に定められている。 (4)教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤の把握と対応 財務運営については、中長期計画の策定にあたり「負債率」「借入金償還基準」「現金預金流動負債率」「現金預金前受金比率」等の財務比率を考慮し、収益性基準と安全性基準の両面を加味しながら実施している。監査体制については、監事による監査に加えて公認会計士による会計監査も実施している。財務諸表等はホームページにて公開されている。 (5)財務基盤が不十分な場合の改善計画の策定と進捗管理 収支計画は5ヵ年を見据えた中長期計画と単年度の短期計画の二層構造をとっており、3ヶ月ごとに収支実績を測定し予算と対比するとともに、年度途中で補正予算を編成することで計画の修正と実行を行っている。現時点において財務基盤が不十分であるとの評価はなく、引き続き中長期計画と連動した財務管理により安定した学校運営を維持する方針である。	監事および公認会計士による二重の監査体制のもと財務の適正性が担保されており、学校関係者評価委員会からも「財政基盤は安定しており透明性が高い」との評価を得ている。	2.5	・中長期的な視点での事業計画が策定され、財務基盤も安定している。監査体制も適切に機能しており、健全な学校運営がなされている。 ・事業計画とそこに到達するための戦略を立てて行っている。
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること。	○当該専門学校の全体の運営について、事務組織体制を整備し、業務分担、責任体制が明確になっているか ○教員と職員による連携体制を確保しているか ○校長による意思決定及び執行管理が適切に行われているか	3	(1)学校の全体の運営にかかる事務組織体制の整備 学校の運営は教務部と事務部に大別されており、教務部は教務部長を中心に各学科の教員が、事務部は事務部長を中心に教務事務・広報・就職・受付・経理・総務等の職員が所属している。両部を統括する事務局長(補佐として事務局次長)を置き、学校長が総責任者を務める体制を整えている。事業計画の組織図には学校に関わる全ての人材が明記され、部署ごとに組織役割表を作成し、具体的な業務分担と責任所在を明確に定めている。 (2)事務局体制の業務分担、責任体制 意思決定はそれぞれの担当者が職責の範囲内で上長への報告・連絡・相談を行いながら実行しており、問題点や提案事項は上席への稟議を通じて早期に解決・決定する体制となっている。事務局は教務事務・広報・就職・受付・経理・総務等に分かれ、各部署に責任者を配置し、事務部長が事務局全体を取りまとめ、事務局長が事務局全体の責任を担う。 (3)教員と職員の連携体制 各部署からの提案事項は学校運営会議や学科長会議等で議論・了承し、必要に応じて理事会で検討・承認される仕組みとなっている。また、毎月の各種会議において方針の徹底と進捗状況の確認を行い、全教職員が一つの方向性に向かって運営できる体制を整えている。 (4)校長による意思決定及び執行管理 意思決定は内容に応じて部署単位・学校単位・法人単位で行われ、理事会で決定した内容は常務理事から学校現場の運営に反映され、各種会議を通じて意思統一されている。卒業・進級の修了認定については、学校長の責任のもとで判定している。 (5)教職員に対する知識・技能習得及び資質向上のための組織的研修の取組 学校法人大阪滋慶学園として毎年、学科長研修、教員研修、事務研修、広報担当者研修、キャリアセンター研修を組織的に実施しており、Webを活用するなど参加しやすい形式で行っている。専任教員には各職能団体等が実施する専門性に関わる研修への年1回以上の参加を義務付けているほか、学園が設置する滋慶医療科学大学大学院との連携による修士号取得や学会活動・学位取得を積極的に奨励している。	学科長研修・教員研修・事務研修・広報担当者研修・キャリアセンター研修と、職種・役職に応じた体系的な研修を実施している。専任教員には職能団体等の研修への年1回以上の参加を義務付けるとともに、滋慶医療科学大学大学院との連携による修士号取得も推奨している。	3	・組織的な運営体制が確立されており、教職員の能力開発も積極的に行われている。組織としてのガバナンスが機能している。 ・各部署の連絡・調整を頻度高く行っている。
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。	○学校評価や教育課程の編成、実施など実践的な職業教育の展開、改善・向上に向け、継続する教育機関(高等学校等)、産業界、自治体等からの意見を積極的に聴取し、活用しているか	3	(1)教育内容等が社会から理解を得られるための取組 教育課程編成委員会を年2回開催し、業界・職能団体等の委員から意見・評価を受けカリキュラムに反映している。学校関係者評価委員会では企業委員・地域代表・高等学校関係者・卒業生・保護者から委員を選出し、評価結果をホームページで公表している。また、職業実践専門課程は対象学科が認定を受け毎年情報を公開している (2)教育課程の編成・実施など実践的な職業教育の展開・改善に向けた、継続する教育機関(高等学校等)、産業界、自治体等からの意見の積極的な聴取・活用 高等学校等に対しては年間150～200校の進学説明会への参加や業者主催の教員情報交換会等を通じて意見聴取・情報提供を行っている。産業界からは教育課程編成委員会・業界訪問・実習指導者会議等を通じて意見を収集し、毎年の教育目標・カリキュラム・シラバス作成に活用している。在校生からは学期ごとのカリキュラムアンケート、卒業生からは各種取材を通じて意見を聴取している。自治体等に対しては、文部科学省の学校基本調査や大阪府への各種定期報告に適切に対応し、行政機関とも連携が図れている。	教育課程編成委員会(年2回)、学校関係者評価委員会を開催し、関連業界や地域社会からの意見を学校運営に活用できている。 また、職業実践専門課程は対象全学科が認定を受け毎年情報を更新・公開している。	2.9	・学校関係者評価委員会等の意見を真摯に受け止め、教育改善に反映させるプロセスが定着している。透明性の高い運営がなされている。 ・第三者を委員に加え、客観的な視点を大切にしている。 ・教育課程編成委員会に参加しているが、多種多様な意見を受けとめ下さっており学校運営に活用されている。
	の4 公表 社会からの理解と情報	①当該専修学校の教育活動、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表し、継続する教育機関、産業界、自治体等をはじめ、社会全体からの理解を得よう取組んでいること。	○自己点検・評価結果をはじめ、公表が求められている教育情報について適切に公表し、説明責任を果たしているか ○当該専門学校の教育内容等が社会から理解を得られるように、特に産業界等への積極的な取組が行われているか	3	(1)自己点検・評価結果をはじめ、公表が求められている教育情報の公表 「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき自己点検・自己評価委員会を設置し、毎年評価を実施のうえホームページで公開している。令和3年度に第三者評価を受審し適正な評価を受けており、。財務諸表・事業報告書・監査報告書等もホームページで公開し説明責任を果たしている。 また、資格取得・就職実績等の情報について複数の管理職によるチェック体制を整備し、適正な情報発信を行っている。 (2)社会全体からの理解を得るための取り組み 本学園では、法人会員として連携している事業所を招致して学生の就職活動や業界研究の一環として就職フェアを年1回実施している。また、社会貢献の一環として中学生や高校生を対象に本学園で養成している職業を幅広く体験してもらった職業体験セミナーも実施している。	令和3年度に第三者評価を受審し適正な評価を受けており、自己点検・自己評価結果や財務情報等もホームページで公開し、説明責任を果たしている。 また、本学園の就職フェアは、参加事業所からの評価は高く、就職内定に繋がるケースも増えている。職業体験セミナーは社会貢献の一環として実施している。	3	・自己点検・自己評価結果が適時適切に公開されており、社会に対する説明責任が十分に果たされている。地域社会との連携も活発であり、教育機関としての社会的役割を十分に果たしている。 ・ホームページなどで情報の公開を心がけている。